平成２９年（フ）第２１３号
京都市伏見区向島中島町21番地２　サンコーポ飯田302号
債務者　植野　志保
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７９７号
大阪府東大阪市森河内東１丁目38番35号
債務者　中野　康宏
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９８号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号三徳寮、前住所大阪府羽曳野市古市７丁目３番12―201号
債務者　井内　義治
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４８４号
大阪府豊中市服部元町２丁目７番24―202号
債務者　丸山　　修
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５２０号
大阪市旭区中宮３丁目10番２号
債務者　大久保啓伍
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３２号
大阪府茨木市五日市２丁目１番17号
債務者　戸上　理恵（旧姓川地）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５４１号
大阪府八尾市萱振町３丁目99番地の36、住民票上の住所大阪府八尾市緑ケ丘４丁目46番地の23
債務者　谷浦　克巳
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６号
大阪府東大阪市出雲井本町８番21号　ツールドオルフェ　402号
債務者　寺坂喜代子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９号
大阪市西淀川区柏里３丁目13番７号　ドムール塚本305号室
債務者　永井　亮祐（旧姓元林）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２７号
大阪府守口市大枝東町４番５―302号
債務者　阿利　忠治
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５号
大阪府豊中市上新田４丁目26番１―502号
債務者　辻田　小織
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４号
大阪市東淀川区豊里４丁目10番14号　第一西田ハイツ101号
債務者　あさひこデザインワークスこと　朝尾　克彦
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１０号
大阪府守口市藤田町４丁目２番５―417号
債務者　山本　晃二
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３０号
大阪市淀川区木川西４丁目２番２―304号
債務者　中野　和子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４０号
大阪市平野区加美北１丁目４番24―455号
債務者　坂本和夫こと　姜　　孟福
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７９９号
大阪府摂津市鶴野４丁目21番１―308号、前住所大阪府茨木市真砂１丁目３番21号　マンション真砂105号
債務者　黒岩　広太
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５８号
大阪市旭区大宮３丁目２番５号　ハイツハセガワⅡ号館　201
債務者　盛直美こと　長谷川直美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部